

綾部市地域包括支援センター委託事業仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 47 の規定により本事業受託事業者（以下「受託者」とする。）が設置した地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

I 基本的事項

1 趣旨

綾部市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、法の規定に基づき、地域包括ケアの中核的役割を担い、公正・中立に業務を実施することとする。

2 視点

業務を実施するに当たって、以下の 3 つの視点に配慮すること。

（1）公益性の視点

綾部市（以下「本市」という。）の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

（2）地域性の視点

地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在として、地域が抱える課題の解決に向けて、その特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行うこと。

（3）協働性の視点

三職種をはじめ、多くの専門職種の職員が常に情報を共有するチームアプローチ体制を構築し、また地域福祉を支える関係者との連携・協働の支援体制を構築すること。

3 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

II 事業内容

1 センターで実施する事業

（1）包括的支援事業

- ア 第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）
- イ 総合相談支援（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）
- ウ 権利擁護事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
- オ 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）
- カ 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- キ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

（2）多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築（法第 115 条の 46 第 7 項）

- (3) 指定介護予防支援事業
- (4) その他の事業

2 圏域区分、施設名称及び担当地区

センターにおいて実施する業務を行う地域は、本市日常生活圏域を担当地域として東部圏域、中部圏域及び西部圏域に区分する。また、本事業を行う拠点となる施設の名称及び担当地区は、圏域ごとに次のとおりとする。

圏域名	施設名称	担当地区
東部圏域	綾部市東部地域包括支援センター	奥上林・中上林・口上林・山家
中部圏域	綾部市中部地域包括支援センター	東八田・西八田・吉美・綾部・中筋
西部圏域	綾部市西部地域包括支援センター	豊里・物部・志賀郷

3 施設の場所

受託者は、受託した圏域内に事務室及び相談室等で構成するセンターを設置すること。

4 施設の設備

- (1) センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。
- (2) センターには事務室と相談室を設置すること。事務室は、公正・中立な運営を確保するために他の介護保険サービス事業所等の事務室と分離すること。
- (3) 事務室には受付及び簡易な相談に対応できる受付カウンターを設置すること。事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、センターで専用利用できるパーソナルコンピューター（専用ネットワーク用）、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。
- (4) 相談室は、相談者のプライバシーが確保されるような構造とすること。
- (5) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用でき、職員全員が共用可能な電子メールアドレスを取得すること。
- (6) Web会議が利用できる環境を整備すること。
- (7) センターには看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。
- (8) センターの職員が専用に利用できるセンターの名称を表示した自動車を1台以上配備すること。
- (9) 専用の駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。
- (10) センターへの来訪者に配慮し、事務所の所在地がわかるように配慮した案内板を主要道路からの入り口付近に1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (11) センターは、高齢者に配慮した設備を有すること。
- (12) 第1号から第11号までに定める設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が

負担すること。なお、自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても本市は一切関与しないものとする。

5 業務日及び業務時間

センターの業務日及び窓口開設時間は次のとおりとする。

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 17 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(2) 窓口開設時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の要請がある場合は、対応が可能となるように調整を行うこと。

(3) 予約対応

平日の来所相談が困難な方に対応するため、事前予約等により窓口開設時間以外であっても面接相談対応（来所又は訪問）を行うこと。

(4) 緊急時対応

電話等により 24 時間対応が可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については、事業者内での連携による対応としても差し支えない。

6 人員体制

- (1) 受託者は、センターにおいて業務を適切に実施するため、綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 27 年綾部市条例第 6 号）に基づき、次に掲げる職員を配置すること。

ア 保健師その他これに準ずる者

その他これに準ずる者は、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を除く。）であって、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

その他これに準ずる者は、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者とする。

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

その他これに準ずる者は、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年老発第 0424003 号厚生労働省老健局通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。

(2) 配置人数

圏域ごとに必要な人員数は次のとおりとし、そのうちの1名を管理者に兼務又は別に管理者を配置すること。

圏域	必要な資格及び人員			必要な人員数
	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	
東部圏域	2			2
中部圏域	1以上	1以上	1以上	4
西部圏域	1	1		2

7 業務内容

センターが実施する業務は、次に掲げるものとする。なお、事業の実施に当たっては、「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）」、地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）」、「地域包括支援センター運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）」、「地域ケア会議運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）」及び「綾部市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」を遵守すること。なお、これらの内容が改正された場合には、最新のものを優先するものとする。

（1）包括的支援事業

ア 第1号介護予防支援事業

（ア）目的

生活機能に低下がみられる高齢者（事業対象者および要支援1・2）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、該当者自らの選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

（イ）方法

事業対象者（基本チェックリスト該当者）及び要支援1・2の認定を受けた者に対し、支援を実施する。

- ① 介護予防ケアマネジメントの対象者要件の確認
- ② 介護予防ケアマネジメント利用の手続
- ③ アセスメント
- ④ 介護予防ケアマネジメント原案作成
- ⑤ サービス担当者会議
- ⑥ 利用者への説明・同意

- ⑦ 介護予防ケアマネジメントの確定・交付
- ⑧ サービス利用開始
- ⑨ モニタリング
- ⑩ 評価（再アセスメント）

（ウ）その他

- ① 第１号介護予防支援事業に係る介護予防ケアマネジメント費
受託者の収入とする。
- ② 第１号介護予防支援事業の委託
センターは、第１号介護予防支援事業の一部について委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託に当たっては、（３）指定介護予防支援事業のウ指定介護予防支援事業の委託に記載する事項について留意すること。

イ 総合相談支援業務

（ア）目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の継続支援の入り口とする。

（イ）方法

総合相談支援事業を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、また本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断し、市が指定する台帳に経過等を記録する。

なお、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からの、より詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から継続して定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

- ① 初期段階の相談対応
- ② 継続的・専門的な相談支援
 - a 訪問による相談や情報収集
 - b 支援のための行動計画の策定
 - c サービス提供期間や専門相談機関へのつなぎ
 - d 継続支援のためのモニタリング

- e その他相談支援に関すること
- ③ 緊急の対応
 - a 安全確認及び事実確認
 - b 本人保護のための支援の実施
 - c 介護サービスやインフォーマルサービス等を活用した継続的な支援の
行動計画・実施

ウ 権利擁護業務

(ア) 目的

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

なお、高齢者虐待や消費者被害等すでに権利侵害が発生しているような場合には迅速な対応が必要であり、総合相談において権利擁護の視点に基づいたスクリーニングを確実に行う必要がある。

(イ) 方法

① 成年後見制度の活用・促進

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立につなげる。

- a 成年後見制度普及の広報等
- b 成年後見制度の利用に関する判断
- c 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援及び市との連携
- d 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関等との連携
- e 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- f その他成年後見制度の活用、促進に関すること

② 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する事務の委託を受け、次の業務を行う。

- a 相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）
- b 通報又は届出の受理（高齢者虐待防止法第7条及び第9条）
- c 高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条）
- d 養護者の負担の軽減のための措置（高齢者虐待防止法第14条）

※ 虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必

要に応じて市と連携して適切な対応をとること。なお、対応の手順は綾部市高齢者虐待対応マニュアルに示す。

③ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

④ 消費者被害の防止

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行うなど必要な支援を行う。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(ア) 目的

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりによる環境整備や個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(イ) 方法

① 包括的・継続的なケア体制の構築

- a 関係機関との連携体制構築への取り組み
- b サービス担当者会議の開催支援
- c 入院・入所、退院・退所時の連携

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

③ 介護支援専門員の日常的個別指導・相談

- a 相談窓口の設置
- b 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
- c 個別事例に対するサービス担当者会議の開催支援
- d ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導
- e 介護支援専門員に対する情報支援
- f その他ケアマネジメントの質の向上に対する支援

④ 施設、病院、在宅と施設の連携及び他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築

※次のオ～キは、市が行う事業の活用促進及び連携を行うこと。

オ 在宅医療・介護連携推進業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供

するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する事業に関係機関と協力・連携し取り組む。

カ 生活支援体制整備業務

NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に住民主体の生活支援等サービス、助け合いの仕組みを構築するため設置された協議体への参画及び生活支援コーディネーターとの連携により、介護予防や生活支援体制の整備に向けて取り組む。

キ 認知症総合支援業務

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために配置された、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中チーム」や「認知症地域支援推進員」との協働により、総合相談業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築等を通じて把握した認知症の早期診断・早期対応が必要な個別事例への対応を推進する。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築

ア 目的

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築する。

イ 方法

地域包括支援ネットワークの構築のため、行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される会議体「圏域ケア会議（個別ケア会議）」を、各圏域のセンターにおいて開催・運営する。

(ア) 圏域ケア会議（個別ケア会議）の目的

① 個別ケースの支援内容の検討等を通じた以下の事項

- a 高齢者の実態把握及び課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- b 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

② 地域づくり、資源開発など地域の実情に応じて必要と認められる事項

(イ) 圏域ケア会議（個別ケア会議）の構成員

会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護サービス事業者、医療関

係者、民生委員等の中から、出席者を調整する。

※ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、センター単位のネットワーク、市町村単位のネットワーク、市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する。

（３）指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。また、業務の実施にあたっては、平成 18 年 3 月 14 日付け厚生労働省令第 37 号「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「指定介護予防支援基準」という。）を遵守して実施すること。

ア 予防給付に関するケアマネジメント業務

- （ア）利用申込の受付
- （イ）アセスメント
- （ウ）介護予防サービス計画原案の作成
- （エ）サービス担当者会議の開催
- （オ）介護予防サービス計画書の交付
- （カ）モニタリング
- （キ）評価、計画の見直し

イ 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

受託者の収入とする。

ウ 指定介護予防支援事業の委託

センターは指定介護予防支援事業の一部について、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託に当たっては、以下の事項に留意する。

- （ア）委託に関し、センター運営協議会に報告する。
- （イ）指定介護予防支援基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮する。
- （ウ）委託先の指定居宅介護支援事業所は、指定介護予防支援事業に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所である。具体的には、委託先の指定居宅介護支援事業所に、都道府県若しくは政令指定都市が実施する新予防給付ケアマネジメント従事者研修を修了した介護支援専門員又は平成18年度以降の介護支援専門員実務研修を修了した介護支援専門員が所属していること。
- （エ）指定介護予防支援事業に係る責任主体は、センターであり、委託を行った

場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容が妥当か等について確認を行う。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定する。

(オ) 委託料の支払

指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関し、介護予防サービス計画費の相当分を委託先事業者へ支払う。その際の単価は、介護報酬単価と同額とする。

(4) その他の事業

ア 地域支援事業の任意事業（法第 115 条の 45 第 3 項）

イ 市が実施する福祉サービスに関する適否の確認

市が実施する福祉サービスについての意見を求めた場合に対応すること。

ウ その他

(ア) 市及びセンター同士の連携に関する業務

(イ) 例月の報告に関する業務

(ウ) センター運営協議会での報告、説明等の業務

(エ) 適正な記録管理に関する業務

(オ) センターの業務に関する年間事業計画、年間活動報告の作成

(カ) 介護予防等普及啓発活動に関する事業

広く地域の一般高齢者や組織活動グループ等に介護予防の普及啓発活動を行うとともに、高齢者の虐待防止や認知症ケア等に関する普及活動も併せて行っていくことにより、地域に身近な相談拠点としての役割を充実させること。

(キ) 職員の研修会への参加

(ク) 市との協働等による福祉ボランティア団体等の育成支援

(ケ) 綾部市高齢者対策 S O S ネットワークの調整

(コ) 綾部市地域ケア会議への参加

(サ) 地域包括支援センターに関する広報

(シ) 災害時において、担当する圏域の災害活動に協力し市等からの協力要請に適切に対応する業務

(ス) 業務改善に関する取組

国の評価指標に基づき、市が実施する評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行うこと。

(セ) その他、地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

Ⅲ 留意事項等

1 事業計画及び実績報告

ア 年間事業計画

受託者は、毎年度年間事業計画書を作成し、業務開始月の末日までに市に提出すること。

イ 実績報告書（四半期）

受託者は、市が別に定める様式により、四半期ごとに実績報告書を作成し、四半期の業務完了後速やかに市に提出すること。

ウ 実績報告書（年間）

市が別に定める様式により、年間の実績報告書を作成し、年度終了後 30 日以内に市に提出すること。

2 委託料

（１）事業に要する経費

包括的支援事業に要する以下の経費については、委託料による支出対象とする。

ア 人件費

イ 事務管理費等（事務費、厚生経費、交通費、旅費、印刷製本費、光熱水費、役務費（通信費、保険料等）、車両費、リース料、修繕費、会議費（謝金、会場借上費、教材費等）、研修負担金等）

（２）経理区分

事業に要する経費については、次の区分に分けて経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

ア 包括的支援事業

イ 介護予防支援等業務（介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費）

（３）支払

受託者は、委託契約書に基づき四半期ごとの業務完了後に委託料の請求を行うこと。ただし、包括的支援事業に係る年間収支において余剰が生じた場合は、委託者及び受託者で協議の上、返還を求める場合がある。

（４）その他

委託料については、センター運営にかかる経費の決算額をもって清算するものとする。ただし、契約金額を上回る清算は行わないものとする。

3 制度改正に伴う変更

介護保険法の改正等に伴い、センターの役割、位置づけ及び業務内容等が変更した場合は、委託内容及び委託料に変更が生じる場合がある。

4 事業の継続が困難となった場合の措置

（１）受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市長は委託契約を解除することができるものとする。その場合、市に生じた損害は受託事業者が賠償するものとする。なお、事業を引継ぐ事業者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるようにすること。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市長及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面に通知することにより契約を解除できるものとする。なお、事業を引継ぐ事業者が円滑かつ支障なく、センターの業務を遂行できるようにすること。

5 法令等の遵守

受託者は、センターを運営するにあたり介護保険法及び関係法規を遵守すること。

6 秘密の保持

受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守らなければならない。

各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

7 公平・中立性

受託者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。また、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に特段の理由なく偏ることがないようにすること。

8 協議事項

センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議して書面にて定める。